



特許&技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2015-10

ハイライト:

デザイン審査基準の改定、10月1日から施行	ı
特許審判院、遠隔映像口述審理を拡大	2
ポスコ、新日鉄住金との電磁鋼板訴訟で合意	3
米国特許登録、サムスン電子はデザイン1位、LG電子は商標3位	4
車両用半導体技術の特許出願急増	5
LGグループ、新成長動力「エネルギーソリューション」集中育成	6



特許制度

デザイン審査基準の改定、10月1日から 施行

特許庁は、これまで出願人がデザイン出願時に感じていた不便さを改善し、国内の主要判例、審査官間の協議審査事例等を反映した新たなデザイン審査基準を設け、10月1日から施行する。

今回改定される審査基準は、出願人が提出する書類要件を簡素化して、書類作成の負担を軽減し、多様な形態のデザインが保護できるように登録可能性に対する判断基準を具体化することを主要内容としている。

▲デザイン図面提出要件の緩和

デザイン出願の際の不要な要件を廃止する等、出

願人の便宜を改善した。デザインの全体的な形状を 把握することができれば、一部の図面を省略できる ようにして、全ての図面を提出する必要がなく、織 物地のような平面的な物品の場合、裏面は模様がな いものと見なして、前面のみ提出しても登録可能に した。

▲一つの物品として出願できる対象の拡大

左右非対称で創作された「パーゴラ」のように、 左右が分離していても一つの物品として取引され るのが当然な場合や、物品を明確に表現するために マネキンやハンガーのような補助的な手段を共に 表現する場合、従前は1デザイン1出願の違反で登録 を受けることができなかったが、今後は認められる ことになる。

▲「国旗」等が含まれたデザインの判断基準整備

特許庁は審査の一貫性及び正確性を高めるために、登録要件の判断基準も具体化した。これまで国旗の模様が含まれたデザインは拒絶してきたが、今

後は国旗模様が含まれていても、一律的に拒絶せず、 国家の尊厳を傷つける恐れがあるか否かを合理的に 判断して決定するようにした。

▲優先権主張出願のデザインの中核部分を判断する基準を整備

条約による優先権主張を伴なう出願で図面を補正する場合、最初に出願した国のデザインを参酌し、デザインの中核部分の変更可否を判断するようにして、最初の出願と同一の範囲内にあるデザインと判断されれば、認めることとした。

特許庁商標デザイン審査局のチェ・キュワン局長は、「審査基準の改定により出願人のデザイン出願の便宜性が高まり、審査結果に対する予測可能性が高まることが期待される」とし、「特許庁は、今後も個人や中小企業がデザイン出願時に難しいと感じる図面要件、審査判断基準等を見付けて改善していく計画である」と述べた。

特許審判院、遠隔映像口述審理を拡大

特許審判院は、昨年から実施しているソウル-大田間の遠隔映像口述審理に対する使用者の満足度が非常に高いことが分かり、今後、映像口述審理制度の利用をさらに活性化していく計画であることを明らかにした。

映像口述審理は、首都圏に居住する出願人、弁理士 等が特許審判に参席するために大田に移動しなけれ ばならないという不便さを解消するために昨年4月に 導入された。

これまでの利用実績を分析した結果、映像口述審理は昨年の試験実施期間に105件開催されたのに続き、今年も既に90件が開催され、口述審理全体での映像口述審理が占める割合も、昨年の16.6%(633件中105件)から今年は23.0%(392件中90件)と高くなった。

特に、映像口述審理の利用者を対象にアンケートを とった結果、応答者の91% (85名中78名) が映像口述 審理の進行に満足しており、96.4% (85名中82名) は、 今後映像口述審理を利用し続ける意思があることが 分かった。

また、映像口述審理の利用者(請求人、被請求人)

の約68% (390名中262名) は国内の個人または中小企業であって、韓国の中小企業には新たなシステムの導入が実質的な助けになっているものと思われる。

そのため、特許審判院はソウル-大田間の地域移動の不便さを最小化するために、今後、国内の中小企業または個人が映像口述審理を申請する場合、積極的に受け入れる計画である。

一方、映像口述審理事件の80%(195件中156件)は 商標に関するもので、特許等の技術関連事件の利用件 数は相対的に少ないことが分かった。

シン・ジンギュン特許審判院長は、「特許事件の場合、関連製品を証拠として採択して直接調査する場合もあるため、映像口述審理の利用が活発ではないが、通常、事件の大半は文書を中心に攻防が行われるため、今後は、特許事件については映像口述審理を積極的に利用するよう大韓弁理士会等を通じて広報強化に努めるつもりである」と述べた。



大法院2015. 9. 24. 宣告2013 HU 518判決

【判示事項】

- 1. 実施可能要件で要求する記載の程度
- 2. 構成要素の範囲を数値として限定して表現した 物の発明で、実施可能要件を満たすか否かの判断基準
- 3. 発明そのものの技術的範囲を特定することができない場合、その特許発明の権利範囲の認定可否

【判決要旨】

旧特許法第42条第3項は、発明の詳細な説明にはその発明が属する技術分野で通常の知識を有する者(以下「通常の技術者」という)が容易に実施できる程度にその発明の目的・構成及び効果を記載しなければならないと規定している。

これは、特許出願された発明の内容を第三者が明細書のみで容易に分かるように公開し、特許権として保護を受けようとする技術的内容と範囲を明確にするためのものであるので、上記条項で要求する明細書の

記載の程度は、通常の技術者が出願時の技術水準から 見て、過度な実験や特殊な知識を付加しなくても、明細 書の記載によって当該発明を正確に理解できると共に 再現できる程度をいう。

また、「物の発明」の場合、その発明の「実施」とは、その物を生産、使用する等の行為をいうので、その発明の特許請求範囲に特定された物全体の生産、使用等に関して、上記のような程度の明細書の記載がない場合には、上記条項で定めた記載要件を満たすと見ることができない。

従って、構成要素の範囲を数値として限定して表現した物の発明においても、その特許請求範囲に限定された数値範囲全体を示す実施例まで要求されるわけではないが、通常の技術者が出願時の技術水準から見て、過度な実験や特殊な知識を付加しなくては、明細書の記載のみで上記数値範囲全体にわたってその物を生産又は使用できない場合には、上記条項で定めた記載要件を満たすことができないと見なければならない。

一方、特許発明の特許請求範囲の記載や発明の詳細な説明、その他図面の説明によっても、発明の構成要件の一部が抽象的であったり不明であったりすることから、その発明そのものの技術的範囲を特定することができない時には、その特許発明の権利範囲を認めることができない。

大法院2015.9.10.宣告2014 DO 12619判決

【判示事項】

背任行為による連帯保証の当時、主債務者が相当程度の貸出金債務を自力で任意弁済する能力を備えていた場合、連帯保証により主債務者が取得した財産上の利益の価額(利得額)を算定し、特定経済犯罪の加重処罰等に関する法律(以下「特定経済犯罪法」)第3条を適用できるか否か(消極)

【判決要旨】

刑法第355条第2項の背任罪は、他人の事務を処理する者が、その任務に違背する行為によって、財産上の利益を取得し、又は第三者にこれを取得させ、本人に損害を加えることによって成立し、刑法第356条の業務上背任罪は、業務上の任務に違背して第355条第2項の罪を

犯したときに成立するが、取得した財産上の利益の価額がいくらかは、犯罪の成立に影響を与えない。

反面、背任または業務上の背任による特定経済犯罪法第3条違反罪は、取得した財産上の利益の価額(以下「利得額」という)が5億ウォン以上または50億ウォン以上であることが犯罪構成要件の一部となっており、利得額によって刑罰も非常に加重されているので、特定経済犯罪法第3条の適用においては、取得した利得額を厳しく且つ慎重に算定することによって、犯罪と刑罰との適正な均衡が保たれなければならないという罪形均衡の原則や、刑罰は責任に基づき、その責任に比例しなければならないという責任主義の原則が毀損されないように留意しなければならない(大法院2007.4.19.宣告2005D07288全員合議体判決等参照)。

従って、業務上の背任で取得した財産上の利益が あっても、その価額を具体的に算定できない場合には、 財産上の利益の価額を基準に加重処罰する特定経済犯 罪法第3条を適用できない(大法院2012.8.30.宣告 2012D05220判決等参照)。



ポスコ、新日鉄住金との電磁鋼板訴訟 で合意

ポスコが日本の鉄鋼大手、新日鉄住金(NSSMC)に3000 億ウォン規模の和解金を支払い、方向性電磁鋼板(GO) に関して韓国と米国、日本で特許紛争を終了すること とした。

ポスコは9月30日、NSSMCに和解金300億円 (2957億 ウォン)を支払うことによって、現在日本、米国、韓国 で行われている方向性電磁鋼板の特許訴訟等を全て取 り下げることで合意したことを明らかにした。

GO (Grain-Oriented Electrical Steel Sheet) は、変圧器等に使用される高性能鋼板であって、電気自動車、ハイブリッドカー、新再生エネルギー素材等に使用される。最近需要が急増しており、最も脚光を浴びている将来の鉄鋼素材のうちの一つとして評価されている。

今回の紛争は、ポスコのGOの販売が増えるや否や、

NSSMCが2012年に米国でポスコが自社の特許を侵害したという訴訟を提起したことから始まった。以降、ポスコは、米国と韓国で該当特許4件について、侵害ではなく、特許自体が全面的に無効であることを主張してきた。今回の合意前まで日本と米国、韓国で特許訴訟が行われていた。

ポスコは、「NSSMC」と今年8月から第四期に入った戦略的提携関係をさらに強くする意味で、特許訴訟等を全て終了したと説明した。

同社は、2000年にNSSMCの前身である新日鐵(NSC)と相互出資及び基礎技術の共同開発等を含む提携に合意した以降、5年毎に契約を更新してきた。包括的提携関係を結んでいる両社は、アルセロール・ミッタルの敵対的な合併買収に対応するために、相互持分出資で提携関係を確固にした。最近は、クォン・オジュンポスコ会長をはじめとした両社の経営陣が、包括的提携関係を3年延長することに合意した。



米国特許登録、サムスン電子はデザイン1位、LG電子は商標3位

昨年の米国商標・デザイン登録の企業順位で、韓国企業がトップクラスを形成していることが分かった。

特許庁は、米国知的財産権者協会(IPO)が8月に発表した資料によると、2014年の米国のデザイン特許登録及び商標登録企業の順位でサムスン電子がデザイン分野の1位、LG電子が商標分野の3位をそれぞれ記録したことを明らかにした。米国の場合、韓国と異なりデザインを特許の一つとして保護している。

昨年の米国におけるデザイン登録の順位はサムスン電子が836件で1位、マイクロソフト(329件)2位、LG電子(307件)3位、ナイキ(229件)4位、アップル(190件)が5位を記録した。サムスン電子は、過去3年間、デザイン分野で1位を記録し、LG電子は過去3年間5位圏を維持している。

商標分野は、Mattelが426件で1位、Disney Enterprises (186件) が2位、LG電子 (156件) が3位、The Procter & Gamble Company (146件) が4位、サムスン電

子(143件)が5位となった。

LG電子は、2011年に5位、2012年に3位、2013年に2位と、トップ5に入り続けている。サムスン電子は、2011年に37位、2012年に32位、2013年には34位となり、昨年の登録件数は前年比2.8倍の143件と5位となった。

このように韓国企業の米国商標・デザイン登録の件数が増加したのは、企業が知的財産権の分野の研究開発に対する投資を拡大し続け、市場競争力を強化しているためであると解釈される。また、サムスンとアップル間の知的財産権訴訟、iPadの商標紛争等、費用と時間がかかる事後対応よりも、米国に商標・デザインを予め登録し、紛争の事前予防の次元で知的財産権を先行獲得しなければならないという攻撃的な戦略も影響を与えているものと分析される。

特許庁商標デザイン審査局のチェ・キュワン局長は、「今後も、韓国企業の海外出願を積極的に誘導して後押しするために、米国の制度及び動向に関する情報を迅速に入手して国民への広報を強化し、出願人を対象に説明会を開く計画である」とし、「海外進出を模索する韓国企業の知的財産権保護への努力を繰り広げていくつもりである」と述べた。

韓国企業、体感型コンテンツ技術を主 導…特許4005件出願

体感型コンテンツに対する関心が高まっている。体 感型コンテンツとは、情報通信技術(ICT)を基盤に人 の感覚と認知を誘発し、実際と似た経験を提供する次 世代コンテンツである。

政府も体感型コンテンツを未来成長動力に選定し、 多様な支援を行っている。

◇韓国企業が体感型コンテンツ分野の出願を先導

未来創造科学部と特許庁は、今年7月に韓国知識財産 戦略院と共に、2002年から2013年までに出願された13 大未来成長動力の特許分析結果を発表した。世界の体 感型コンテンツ分野の特許は13,487件で、韓国は4,005 件の特許を出願した。これは、米国の出願規模(5,254 件)の76.3%に該当する数値である。

政府は、▲体感型映像コンテンツ、▲知能型インタラクション、▲インフォ・コンテンツ、▲感性・ニューロコンテンツ、▲ビッグコンテンツの流通プラット

フォーム等、5大中核技術の分野と60の細部技術分野の特許動向を分析した。

特許動向全体を見ると、米国、韓国、日本、欧州等の特許出願活動が活発である。韓国・米国・日本・欧州等の特許庁別の出願人現況で、サムスン電子が合計720件で1位となった。韓国電子通信研究院は484件で2位、マイクロソフト(MS)とソニーがその後に続いている。

韓国の出願人の現況の場合、サムスン電子が367件と1位で、韓国電子通信研究院が366件で2位となった。

MSとIBMは主に米国で特許を出願し、各々380件と252件を記録した。サムスン電子も、米国で特許250件を出願した。ソニーは日本(84件)よりも米国(179件)でさらに多く出願している。

2002年から今年までの出願人の占有率を見ると、サムスン電子と韓国電子通信研究院は最近出願占有率が大きく増加しているのに対し、MS、IBM、ソニーの場合、出願率が多少減少している。

◇韓国企業は映像コンテンツ、知能型インタラクション、感性ニューロコンテンツに集中

体感型コンテンツの技術別特許動向を見ると、全体的に韓国企業は体感型映像コンテンツ、知能型インタラクション、感性ニューロコンテンツ技術に集中している。反面、外国企業はインフォコンテンツとビッグコンテンツの流通プラットフォームに焦点を合わせていることが分かる。

技術別に見ると、映像コンテンツ技術はサムスン電子が最も活発な活動を見せている。特に、メガネレス3D映像技術、マルチプラットフォーム間のホログラフィックコンテンツの変換技術等、3次元映像生成技術に相対的に集中している。

知能型インタラクション技術もまた、サムスン電子が最も多くの出願を保有している。サムスン電子はモーション認識技術に相対的に多くの特許を出願し、ポータブル拡張現実ディスプレイにも多数出願する等、ユーザーインタフェースの部分に高い関心を示している。

インフォコンテンツ分野では、IBMが1位、MSが2位を 占めた。IBMはクラウドエンジンのための仮想クライア ントの技術に関する特許を出願した。MSは状況情報収 集技術で頭角を現している。 感性・ニューロコンテンツ分野では、韓国電子通信研究院が1位となった。研究院は、体感4D空間具現技術に関する特許を多く出願した。サムスン電子も、ユーザーの感性要素分析技術に関する特許を相対的に多く出願した。

ビッグコンテンツの流通プラットフォーム技術の特許は、MSが最も多く出願した。特に、コンテンツ流通モニタリング技術とパッケージング技術に重点を置いている。

韓国知識財産戦略院の関係者は、「13大成長動力の特許現況を分析した結果、韓国は体感型コンテンツ分野では米国や日本等に引けを取らない競争力を確保しているものと思われる」と述べた。また、「特にメガネレス3D映像技術、3次元映像情報抽出技術、モバイルホログラム端末等をはじめとした体感型映像コンテンツ技術で全般的に韓国の競争力が高い」と評価している。

車両用半導体技術の特許出願急増

最近、自動車に使用される機械式部品が電子装備に変わりつつあり、これに伴なって車両用半導体技術の特許出願も急増している。

特許庁によると、車両用半導体の主要メーカーの国内特許出願(出願日基準)は2010年は68件に過ぎなかったが、2014年には138件と、最近5年間で年平均20.5%増加していることが分かる。2015年8月までの出願が122件に達しており、このような傾向は続くものと思われる。

車両用半導体は、自動車の各種センサや制御装置、駆動装置等に使用される半導体をいうが、PCや携帯電話等の消費者用半導体よりもはるかに高い水準の安定性と耐久性を必要とする。

現在、自動車1台にはメモリ・非メモリ半導体、マイクロコントロールユニット (MCU) 等、200以上の半導体が搭載されており、無人自動車のような未来型自動車にはさらに多くの半導体が使用されることが予想される。

車両用半導体の主要技術分野は、センサ、記憶装置、情報処理・伝送、集積回路(IC)、電力・ディスクリート素子等に区分できるが、このうち、電子制御に主に使用される集積回路(IC)に関する出願が30%で、最も大

きな比重を占めている。

また、電力・ディスクリート素子やセンサ分野の出願 も、2000年代初めに各々8%と6%を占めていたものが、 最近5年間で27%と12%を占めるほどかなり増えた。

これは、バッテリーの効率的な電力制御が必須なハイブリッドカー、電気自動車等のエコ自動車技術と、多様な種類のセンサを活用する自律走行車の技術開発が活発になった結果と解釈される。

市場調査機関IHSは、車両用半導体の市場規模が昨年 前年比10%成長して290億ドルとなり、2020年には400 億ドルに達することを予想している。

また、別の調査機関IC Insightsも、車両用半導体市場の年平均成長率を10.8%と予想すると共に、半導体市場の全体中でも最も早い成長を示すであろうと述べた。

特許庁半導体審査課のチャン・ヒョンスク課長は、「今後、自動車での電子部品の使用量が増え続けることによって、車両用半導体の需要もまた増加するであろう」とし、「韓国は世界的水準の半導体技術と自動車製造産業を共に保有しているため、車両用半導体に関する積極的な投資と技術開発が必要である」と述べた。



LGグループ、新成長動力「エネルギー ソリューション」集中育成

LGグループが未来の新成長動力として「エネルギーソリューション」事業を集中的に育成している。

業界によると、LGグループは韓国企業のうち、唯一「太陽光モジュール」に代表されるエコエネルギーの生産からエネルギー貯蔵システム(ESS)、エネルギー管理システム(EMS)に至る「完結型バリュー・チェーン(Value chain)」を持つ。

太陽光はLG電子が、ESSはLG化学が担っており、LG CNSはエネルギーの効率的管理(EMS)を担当している。

LGグループはLG電子の太陽光分野の投資規模を大幅に増やした。LG電子は、今年太陽光モジュールを作る亀尾工場の生産ラインに1600億ウォンを投資した。これ

を通じ、LG電子は高効率のプレミアム製品の生産を拡大する計画である。

昨年は太陽光モジュール「Mono X NeON」を披露した。この製品は、国内最高の効率18.3%、国内最大の出力300Wを達成した。

LG電子は、2020年まで1200億ウォンを投資し、ESS事業も本格的に育成することとした。昨年8月にESS BDを公式発売し、LG化学の益山工場に3MW規模のESS製品を設置した。また、今年初めには、スマートグリッドの普及事業として、DAELIM産業の全州工場に1MWレベルのESS設備を供給した。

同社は、MWレベルの大容量試験設備の規模をさらに拡大する予定である。ビル用と発電用のESS製品で太陽光や風力のような新再生エネルギーと連携したマイクログリッドの構築で事業領域を広げる計画である。

ESS事業はLG化学でも頭角を現している。同社はグローバル市場調査機関であるNavigant Researchが最近発表したESSバッテリーメーカーの国際競争力評価で1位を占めた。

LG化学はESS特許も多数保有している。2001~2010年までに出願されたESに関する国内特許件数944件のうち、ESS用リチウムバッテリーの出願件数の41%、ESS用バッテリーの管理システムの34%がLG化学の特許である。

また、LG CNSは、LGグループの「エネルギーソリューション」でEMSを担当している。同社は最近、慶尚北道 -韓国電力公社と共同で鬱陵島を「エコエネルギー自立島」として造成することとした。

2020年までに「世界初の100%エコエネルギー自立島」に構築するというもので、既存のディーゼル発電機設備の代わりに、太陽光、燃料電池等新再生エネルギーを活用及び貯蔵するという計画である。この過程で、LG CNSはEMS等を連携した融複合独立型のスマートマイクログリッドソリューションを適用する方針である。

系列会社3社の「統合エネルギーソリューション」で、LGグループは昨年5月に済州島と「グローバルエコプラットフォーム済州」の業務協約を締結した成果を出した。

この事業は、LGや済州島、韓国電力等が共同で行うプロジェクトで、2030年までに「炭素のない島、済州」を目標とする。風力・太陽光・燃料電池等の新再生エネル

ギーの発電比率を最大100%まで引き上げ、島内の全ての運行車両を電気自動車に変える計画である。

LGは、ここで太陽光パネル、ESS、統合EMSの構築等、 自社のエネルギー分野の力を結集する方針である。

医薬品特許、 「糖尿188件、抗がん剤160件」

製薬会社が糖尿病治療剤と抗がん剤に集中しており、特許登録の件数も多いことが分かった。

食品医薬品安全処の医薬品特許目録に登録されている特許を薬効分類別に調査した結果、9月23日現在、小分類基準で満了または削除された特許を除き、糖尿病用剤が188件と最も多く、抗悪性腫瘍剤が160件とその後に続いている。

糖尿病用剤と抗悪性腫瘍剤の特許件数は、三番目に 多いその他の化学療法剤の91件よりも圧倒的に多い数 値である。

その他の化学療法剤に続いて血圧降下剤が84件であり、合成麻薬66件、精神神経用剤64件、その他中枢神経用薬62件、その他泌尿生殖器及び肛門用薬54件、その他ホルモン剤(抗ホルモン剤含む)51件等の分布を示している。

また、消化性潰瘍用剤が46件、刺激療法剤(非特異性 免疫原剤含む)41件、眼科用剤32件、解熱・鎮痛・消炎 剤29件、その他循環系用薬26件、動脈硬化用剤26件、そ の他組織細胞の治療及び診断25件、その他血液及び体 液用薬23件、その他呼吸器官用薬20件の順となる。

一方、医薬品特許登録の目録を中分類に見ると、糖尿病用剤が含まれるその他代謝性医薬品が231件と最も多く、100件以上の特許が登録された分野として、中枢神経系用薬が172件、腫瘍用薬160件、循環系用薬141件等である。

また、化学療法剤96件、ホルモン剤(抗ホルモン剤含む)が87件、消火器官用薬68件、非アルカロイド系麻薬66件、泌尿生殖器及び肛門用薬62件、アレルギー用薬54件等の分野に特許が集中している。

大分類の基準で見ると、個々の器官系用医薬品が416件と最も多く、神経系感覚器官用医薬品276件、代謝性 医薬品272件、組織細胞の機能用医薬品186件、抗病原生物性医薬品156件、麻薬66件、治療を主目的としない医薬品及び関連製品18件の順となる。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、 インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel: +82-2-548-1609

Fax: +82-2-548-9555, 511-3405 E-mail: haandha@haandha.co.kr Website: http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel: +82-2-3443-8434 Fax: +82-2-3443-8436 E-mail: st@stpat.co.kr